

## 第8期古賀市介護保険運営協議会（令和5年度第6回）議事録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき議事録を作成する。

1. 日時 令和6年1月24日（水）19時00分から19時50分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201 研修室
3. 出席委員 堤啓 会長、大久保康裕 委員、多田祐二 委員、  
穴井めぐみ 委員、河村正彦 委員、阿部友子 委員、  
永沼八重 委員、藤洋介 委員
4. 欠席委員 2名
5. 傍聴者 1名
6. 諮問・報告・議事
  - (1) 第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画（案）について
    - ① パブリック・コメントの結果
    - ② 第4章 介護保険料の見込み
    - ③ 答申（案）
7. 資料
  - 【資料1】 パブリック・コメントの結果
  - 【資料2】 第4章 介護保険料の見込み
  - 【資料3】 答申（案）

8. 署名（規則第6条第2項）

会長	
会長の指名する出席委員	

## 9. 会議内容

### (1) 第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画（案）全文について

#### ① パブリック・コメントの結果…資料1

事務局より、資料1について説明。

#### 【質疑】

- パブリック・コメントは、市の計画等を作成するときに、広く市民の意見を聞き、よりよいまちづくりに生かすためのものであるが、意見が集まらないことが多い。市民が関心を持てるような周知の方法を庁内で議論をしていただきたい。今回のパブリック・コメントでは、介護保険料の上昇に対する意見が寄せられている。それに対する回答案には、参考にさせていただく旨の記載がある。市は、市民の声をどの程度参考にする予定なのか。
- ⇒ 介護保険料の上昇は、他の市民も同様の受け止め方をするのではないかと考えている。高齢者にとって、介護保険料の上昇は、生活に大きな影響がある。しかしながら、必要な人に必要な介護サービスを届けるためには、財源の確保をしながら事業運営を進めなければならない。そのような状況でも、保険料の上昇はなるべく抑えたいと考えており、第4章にお示ししている保険料については何度も検討を重ねてきたところである。

#### ② 第4章 介護保険料の見込み…資料2

事務局より、資料2について説明。

#### 【質疑】

- 保険料が基準額の5,300円となる第5段階の対象者は、全体の何%になるか。また、保険料の徴収方法は年金からの特別徴収となるのか。高齢者からは、年金が少ないといった話を聞くことがあるが、高齢化が進んでいる事と国の財政を考えると保険料が上昇するのは致し方無いのかなと思う。
- ⇒ 第5段階の該当者は15%である。  
保険料の徴収方法については、年金が年額18万円以上あれば原則年金からの特別徴収となる。
- 市では、生活困窮者に対してどのような支援を行っているのか。
- ⇒ 福祉課福祉相談係では、個別に相談を受けて家計相談等を行っている。健康介護課に同様の相談があった際には、福祉課を案内している。  
また、状況に応じて社会福祉協議会が行っている金銭管理サービス等を案内することもある。
- 対象者が最も多い所得段階はどの段階になるか。
- ⇒ 第7段階の16.0%が最も多い、次いで第1段階の14.0%である。

- 他の自治体の第9期介護保険料について、現時点で把握している情報はるか。
  - ⇒ 保険者の中には、第8期計画期間中に基金積立額が増加し、第9期介護保険料が低くなる保険者がいくつかあるのは確認している。ただ、古賀市と同様に保険料が高くなる自治体の方が多くある状況であると感じている。
  
- 介護保険の事でよく聞くのは、要介護度が想定より低い判定結果となった話やより手厚い介護サービスを望んでいるなどの話を聞くことがある。今後もより満足できる介護保険の事業運営をいただきたい。
  
- 介護保険料の算定に関して、標準所得段階の増設等の変更内容や介護保険法の改正内容について、分かる範囲で教えていただきたい。
  - ⇒ まず、保険料の算定にあたっては、第8期計画策定時は所得要件の見直しだけであったが、今回は標準所得段階の増加、所得要件の見直し、保険料率の見直しが行われた。この見直しは、今後高齢者が増えていく中で、持続可能な介護保険事業を運営するためには必要な変更と捉えており、市では第9期計画から国の標準段階に合わせていくこととしたい。介護保険法については、報酬改定等の見直しが行われる予定となっている。報酬改定は、1.59%の改定率であるが、訪問介護事業所などは、マイナス改定となっている。ただ、訪問介護事業所は、在宅サービスにおいては非常に重要な事業所であるが、職員の高齢化も進んでおり人材確保が深刻な課題となってくる。その他詳細情報については、今後情報提供がある予定。
  
- 今回の介護保険法の改正で、サービス利用者にはどのような影響があるのか。国の資料には、在宅介護が増えてくることから、医療と介護の連携推進について議論になっているが、古賀市としてはどのように捉えているのか。
  - ⇒ 古賀市でも、施設で介護サービスを受ける人よりも、在宅介護サービスを希望する人が多くなると考えている。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも、在宅介護サービスを希望する人が多い傾向であった。ケアマネジャーに相談をしながらサービスを利用していただきたい。今回の国の議論の中では、利用者負担割合が2割の対象者を増やしていく議論もあったが、最終的には今回の改正では見送り事項となった。サービス利用者への影響の一例としては、特別養護老人ホームの多床室利用者に対しては、負担額が増加するとされている。
  
- 人材不足という点で、介護職を養成する講座を実施していた大学では、講座や学科の廃止をするケースもあると聞いており、介護人材の確保が大変な時代になってきている。住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護人材の確保は課題である。地域において、地域づくりに関するワークショップを実施しているが、そこでも人材が不足している状況。介護保険の目標である「住み慣れた地域でともに支え合い健やかに最期まで安心して暮らせるまちづくり」に向けて、介護職だけでなく地域においても人材確保は、重要になってくると思う。
  
- 介護業界でも、外国人労働者の受け入れを進めていく必要があると感じている。

③ 答申（案）…資料 3

事務局より、資料 3 について説明。

【質疑なし】

10. その他

- ・議事録について  
署名については堤会長と阿部委員にお願いします。
  
- ・次回開催日程について  
令和 5 年度第 7 回運営協議会を 3 月 27 日（水）に開催予定。